

厚岸町条例第7号

厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

厚岸町地域生活支援事業条例（平成18年厚岸町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 身体障害者等 身体障害者及び障害児のうち身体に障害のある児童をいう。
- (4) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

第3条に次の2号を加える。

- (3) 訪問入浴サービス事業
- (4) 日中一時支援事業

第4条に次の2号を加える。

- (3) 訪問入浴サービス事業

ア 事業の内容

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行う。

イ 事業の対象者

自宅において常に臥床し、入浴可能な健康状態にありながら同居する家族による通常の介護では入浴が困難な身体障害者等であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分が区分6に相当するもの（第3条第2号に規定する事業を現に利用している者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護の対象となる者を除く。）

- (4) 日中一時支援事業

ア 事業の内容

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するため、日中、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行う。

イ 事業の対象者

障害者等及び障害を有することを証明できる書類等を有している者

第5条第1項中「利用しようとする者（）」を「利用しようとする対象者（障害児の場合はその保護者。）」に改める。

第6条第1項中「、第4条各号の事業に係るサービスを利用した者（以下「利用者」）を「、第5条第2項の規定によりサービスの提供を可として決定を受けた申請者（以

下「利用決定者」に改め、同条第2項各号を削り、同項に次の表を加える。

事業の種類		利用者負担額	
生活サポート事業		1時間	190円
デイサービス事業		1日	680円
訪問入浴サービス事業	入浴	1回	1,430円
	清拭又は部分浴	1回	1,000円
日中一時支援事業	1時間まで	1回	150円
	1時間を超えた加算額	30分単位	60円
	送迎加算額	片道	36円

第6条第3項中「利用者が」を「第4条各号の事業に係るサービスを受けた対象者（以下「利用者」という。）が」に改め、同項第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同項第2号中「第17条第1項第2号」を「第17条第1項第2号ロ」に改め、同項第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 政令第17条第1項第3号に掲げる者に準ずるものと認められる世帯 4,600円

第6条第4項中「当該サービスを利用した者」を「利用決定者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に利用したサービスに係る利用者負担については、なお従前の例による。